

石岡市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）により行うものとする。

(廃止又は休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）により行うものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出等に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

石岡市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名） 印

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、 その名称及び主たる事 務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名，補助員： 名， その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
定員及び支援の単位	定員： 名 / 支援の単位数：
建物その他設備の 規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造，建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款（児童クラブ会則等） <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な役員・職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（役員・職員の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市長がインターネットを利用してこれらの内容を確認できる場合は、添付不要。）
-------	--

様式第2号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

石岡市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名） 印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 （該当する事項の番号に○）	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴	7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他()
変 更 内 容 （「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載）	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

様式第3号（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

石岡市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名） 印

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具 体 的 に)	
現に便宜を受けている 児童に対する措置 (具 体 的 に)	

※「現に便宜を受けている児童に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと